

平成28年7月25日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第34号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第35号 (仮称)草津市文化振興条例の制定について草津市文化振興審議会
に対し、諮問するにつき議決を求めることについて
- 議第36号 草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めるこ
とについて
- 議第37号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることにつ
いて

議第34号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成28年7月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則(平成25年草津市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の名称の欄中「草津市障害児就学指導委員会」を「草津市教育支援委員会」に改める。

別表第2 草津市障害児就学指導委員会の項を次のように改める。

草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の 末日まで
------------	-----------------------------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)			旧 規 則		
第1条～第10条(略) 別表第1（第2条・第9条関係）			第1条～第10条(略) 別表第1（第2条・第9条関係）		
附属機関の名称	委員資格者	所属	附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市教育支援委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課	草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条第2項関係）			別表第2（第3条第2項関係）		
附属機関の名称	任期		附属機関の名称	任期	
(略)	(略)		(略)	(略)	
草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで		草津市障害児就学指導委員会	1年	
(略)	(略)		(略)	(略)	
<p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>					

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2)、その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課
（略）	（略）	（略）

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
（略）	（略）
草津市障害児就学指導委員会	1年
（略）	（略）

議第35号

(仮称)草津市文化振興条例の制定について草津市文化振興審議会に対し、諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年7月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

(仮称)草津市文化振興条例の制定について草津市文化振興審議会に対し、諮問するにつき議決を求めることについて

草津市文化振興条例の制定について草津市文化振興審議会に対し諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

(案)

草教委生発第 号
平成28年 8月23日

草津市文化振興審議会

会長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

(仮称) 草津市文化振興条例に規定すべき事項について (諮問)

本市の文化振興にかかる理念や基本方針を定める (仮称) 草津市文化振興条例を制定するにあたり、同条例に規定すべき事項について貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

▼諮問の趣旨

当市では、これまで、草津市美術展覧会、アートフェスタ等の文化事業を開催することにより、市民の創作活動を奨励するとともに、市民が文化・芸術に親しむことで、文化意識の高まりを醸成してきました。また、アミカホールを平成4年に、クリアホールを平成27年に開館 (県から移管) し、文化活動の拠点とすることで、豊かな表現の機会、他者との交流の機会、優れた文化の鑑賞の機会等を市民に提供してきたところです。

今後、一層の文化振興を図るためには、本市における文化振興の方針や政策を、具体的に明文化し、市民と共有することにより、関係機関との連携を深めつつ、戦略的に行動することが重要であると考えます。

このことから、本市の文化振興にかかる理念や基本方針を定める (仮称) 草津市文化振興条例を制定するにあたり、草津市附属機関設置条例 (平成25年草津市条例第3号) および草津市教育委員会附属機関運営規則 (平成25年草津市教育委員会規則第2号) に基づく教育委員会の附属機関である草津市文化振興審議会の意見を賜るため、諮問するものです。

議第36号

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年7月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立少年センター運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
少年問題に関係ある機関または団体の代表	阿部 テイ子	草津市更生保護女性会（会長）
	前田 寿美	草津市PTA連絡協議会（副会長）
その他教育委員会が必要と認める者	酒井 淳	老上西学区まちづくり協議会（副会長）

草津市立少年センター条例施行規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市立少年センター条例（平成14年草津市条例第44号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、草津市立少年センター（以下「少年センター」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分掌事務）

第5条 少年センターにおいて所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業の企画運営に関すること。
- (2) 草津市立少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関すること。
- (3) 草津市少年補導委員（以下「補導委員」という。）に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 一般庶務に関すること。
- (6) その他少年センターの管理運営に関すること。

（運営委員会の組織）

第7条 運営委員会は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議第37号

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年7月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市スポーツ推進審議会委員に委嘱することにつき、草津市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年草津市条例第17号）第4条の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験者	岡本 直輝	立命館大学スポーツ健康科学部教授
関係行政機関の職員	片山 善久	草津市小学校体育連盟
関係行政機関の職員	太田 光則	草津市中学校体育連盟
スポーツ関係団体等により推薦された者	小傳良 輝男	公益社団法人草津市体育協会
スポーツ関係団体等により推薦された者	北川 眞造	特定非営利活動法人くさつ健・交クラブ
スポーツ関係団体等により推薦された者	小川 正幸	草津市体育振興会連絡協議会
スポーツ関係団体等により推薦された者	嘉悦 和子	草津市スポーツ推進委員協議会
スポーツ関係団体等により推薦された者	山本 容子	草津市健康推進員連絡協議会
公募市民	堀井 和美	
公募市民	檜垣 由梨子	

草津市スポーツ推進審議会に関する条例（抄）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設および設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成強化に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止対策に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は10人の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員および臨時委員は非常勤とする。

（委員）

第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等により推薦された者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

（任期）

第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

平成28年7月25日

教育委員会定例会議案書

[追加]

付議事項

- 議第38号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
議第39号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第 38 号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 25 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市文化芸術機能等検討委員会の項を次のように改める。

草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局生涯学習課
------------	---	---------------

別表第2 草津市文化芸術機能等検討委員会の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)

第1条～第10条(略)

別表第1(第2条・第9条関係)

(略)	(略)	(略)
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局生涯学習課
(略)	(略)	(略)

別表第2(第3条第2項関係)

(略)	(略)
草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
草津市歴史資料収集審査会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで

別表第3(略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

別表第1(第2条・第9条関係)

(略)	(略)	(略)
草津市文化芸術機能等検討委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育の関係者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局生涯学習課
(略)	(略)	(略)

別表第2(第3条第2項関係)

(略)	(略)
草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
草津市文化芸術機能等検討委員会	委嘱の日から調査審議した結果を教育委員会に答申する日まで
草津市歴史資料収集審査会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで

別表第3(略)

草津市教育委員会附属機関運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第2に掲げる教育委員会の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1 (第2条・第9条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)
草津市文化芸術機能等検討委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育の関係者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市文化芸術機能等検討委員会	委嘱の日から調査審議した結果を教育委員会に答申する日まで
(略)	(略)

議第39号

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年7月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則(平成25年草津市教育委員会規則第2号)第2条の規定により、草津市文化振興審議会委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	辻 喜代治	成安造形大学
	中川 幾郎	帝塚山大学
関係する団体から選出された者	石丸 正運	草津市文化財保護審議会
	後藤 茂典	京都新聞社
	高内 知子	草津市21世紀文化芸術推進協議会
	築山 えり子	草津市教科等部会別研修図工・美術部会
	端 洋一	(公財)草津市コミュニティ事業団
	山本 喜久雄	草津商工会議所
公募市民	宇野 ひと美	公募市民
	田邊 さおり	公募市民

任期：平成28年8月23日～平成30年8月22日

「区分」は、草津市教育委員会運営規則別表第1による区分

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課
（略）	（略）	（略）

平成28年7月25日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

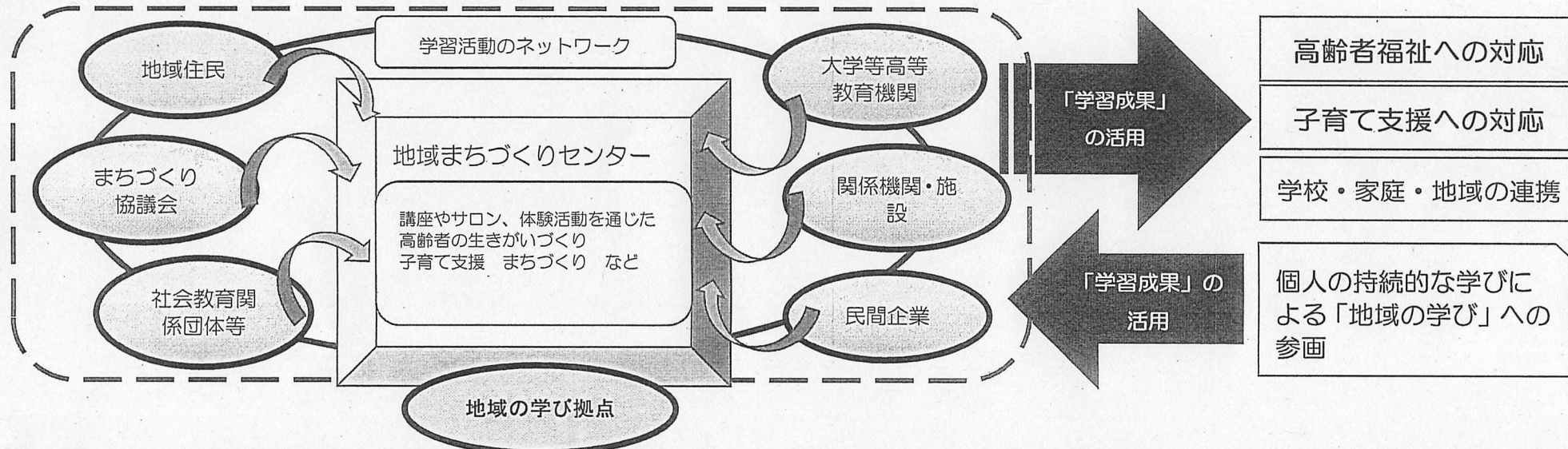
- (1) 草津市立地域まちづくりセンターの開設に伴う公民館条例の廃止について
- (2) 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部改正について
- (3) 寄付受入れ報告について

「地域まちづくりセンター」設置後の地域における生涯学習推進体制

『地域の学びを 支え つなぎ いかす』

『地域が豊かになる学び（条例第3条の2）』をすすめるために

- ・地域人材や多様な関係団体、大学、民間企業等と連携・協働を推進し、まちづくり・人づくりを図る



- ・地域の課題解決に向けた講座や活動等の学びの活用により、地域コミュニティの活性化を図る
- ・地域住民の学習成果を「地域の学び」に活用することで、地域学習社会の構築へ

《教育委員会》

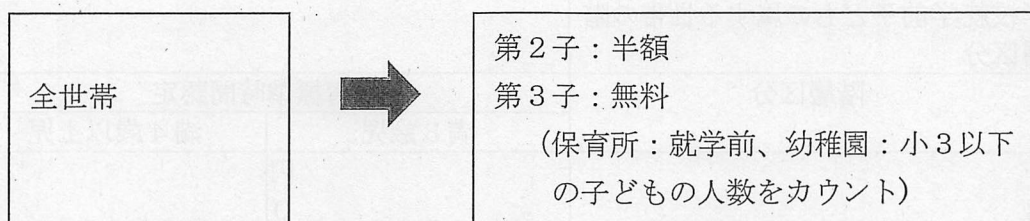
- ・生涯学習相談体制の充実
- ・地域住民の学習ニーズや地域課題に対応した学習機会、学習情報、事例の提供
- ・学習ボランティアの育成・活用

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する
規則の一部を改正する規則 **概要**

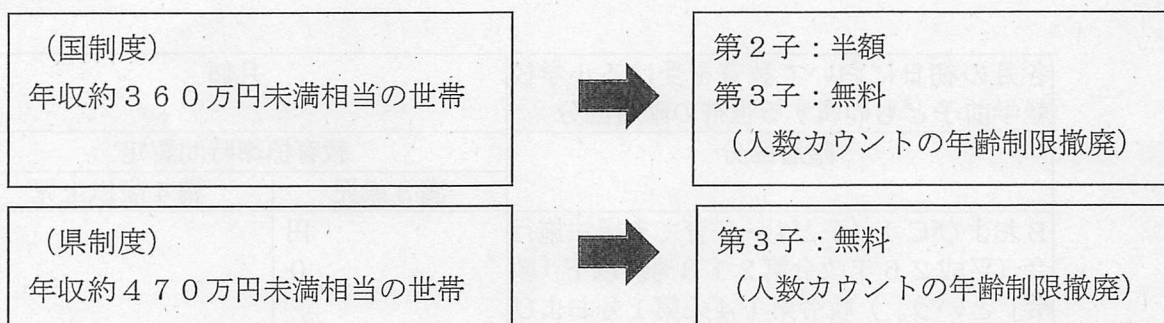
==概要==

- 幼稚園、保育所等の利用者負担額は、平成28年度から国制度の変更によって低所得の多子世帯およびひとり親等の軽減が図られました。
- また、県においても、国制度に上乘せして第3子以降の利用者負担額の一部の階層において、無料にする事業を実施しています。
- 国制度、県事業により幼稚園、保育所等の多子世帯にかかる利用者負担額の軽減の実施によって、子どもを生き育てられる環境づくりを推進するため、関係規則の一部を改正するものです。

従来

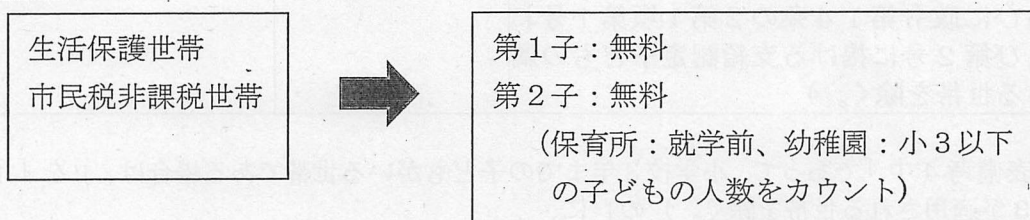


今回

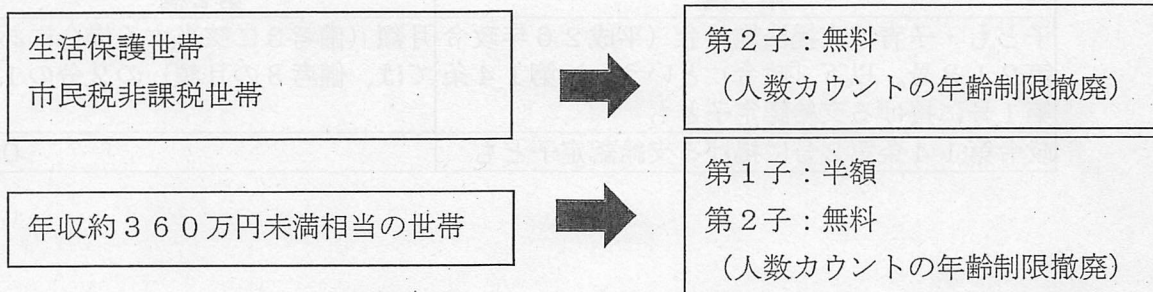


ひとり親世帯等（国制度）

従来



今回



草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を改正する。

第2条中「第2条第1項および第2項ならびに第3条および第4条」を「第3条、第4条および第5条」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「子ども・子育て支援法施行規則」の右に「（平成26年内閣府令第44号）」を加える。

別表第1備考2中「現在の年齢」を「の前日における満年齢」に改め、同表備考3中

各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
	満3歳児	満4歳以上児
	円	円
B	0	0
C1	6,600	6,500

」を

各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
	満3歳児	満4歳以上児
	円	円
BおよびC1（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）政令第14条第1号および第2号ならびに政令第14条の2第1項第1号および第2号に掲げる支給認定子どもの属する世帯に限る。）	0	0
C1（政令第14条第1号および第2号ならびに政令第14条の2第1項第1号および第2号に掲げる支給認定子どもの属する世帯を除く。）	3,300	3,250

」に改め、

同表備考4中「であって、小学校3年までの子どもがいる世帯である場合は、」を「（備考3が適用される世帯を除く。）の」に、

第1欄	第2欄
子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合には、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

」を

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子ども	月額額の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第2号に掲げる支給認定子ども（その属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円（満3歳以上保育認定子どもまたは満3歳未満保育認定子どもの属する世帯にあつては57,700円）以上97,000円未満の者を含む。）	0円

」に改める。

別表第2備考2中「現在の年齢」を「の前日における満年齢」に改め、同表備考3中

各月の初日において保育を受ける小学校就学前教育前子どもの属する世帯の階層区分	月額					
	保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)	
	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
	円	円	円	円	円	円
B	0	0	0	0	0	0
C1	9,200	9,000	6,700	6,500	6,700	6,500
C2	12,100	11,800	9,400	9,200	9,400	9,200
C3	12,800	12,500	10,300	10,100	10,300	10,100

」を

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		月額					
		保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
階層区分		円	円	円	円	円	円
B		0	0	0	0	0	0
政令第14条第1号および第2号ならびに政令第14条の2第1項第1号および第2号に掲げる支給認定子どもの属する世帯	C1からC6						
その他の支給認定子どもの属する世帯	C1	4,600	4,500	3,350	3,250	3,350	3,250
	C2	6,050	5,900	4,700	4,600	4,700	4,600
	C3	6,400	6,250	5,150	5,050	5,150	5,050
	C4	11,200	11,000	9,100	8,900	9,100	8,900
	C5	11,850	11,600	10,000	9,800	10,000	9,800
	C6 (市町村民税所得割課税額が7,101円未満の帯に限る。)	12,600	12,350	10,600	10,400	10,600	10,400

」に改め、

同表備考4中「であって、同一世帯から小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発

達支援を利用している場合において、」を「（備考3が適用される世帯を除く。）の」に、

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合にあつては、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

」を

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子ども	月額の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第2号に掲げる支給認定子ども（その属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円（満3歳以上保育認定子どもまたは満3歳未満保育認定子どもの属する世帯にあつては57,700円）以上97,000円未満の者を含む。）	0円

」に改める。

別表第3備考2中「現在の年齢」を「の前日における満年齢」に改め、同表備考3中

各月の初日において特別利用保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
階層区分	満3歳児	満4歳以上児
B	円 0	円 0
C1	6,600	6,500

」を

各月の初日において特別利用保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
階層区分	満3歳児	満4歳以上児
BおよびC1（政令第14条第1号および第2号ならびに政令第14条の2第1項第1号および第2号に掲げる支給認定子どもの属する世帯に限る。）	円 0	円 0

C1 (政令第14条第1号および第2号ならびに政令第14条の2第1項第1号および第2号に掲げる支給認定子どもの属する世帯を除く。)	3,300	3,250
---	-------	-------

」に改め、

同表備考4中「であって、同一世帯から小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、」を「(備考3が適用される世帯を除く。)」の」に、

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額(備考3に該当する場合にあつては、備考3の月額)の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

」を

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子ども	月額の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第2号に掲げる支給認定子ども(その属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円(満3歳以上保育認定子どもまたは満3歳未満保育認定子どもの属する世帯にあつては57,700円)以上97,000円未満の者を含む。)	0円

」に改め。

別表第4備考2中「現在の年齢」を「の前日における満年齢」に改め、同表備考3中

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額		
	小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育	家庭的保育	
階層区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間および保育短時間
	円	円	円
B	0	0	0
C1	9,200	9,000	5,500
C2	12,100	11,800	7,200
C3	12,800	12,500	7,600

」を

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		月額		
		小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育		家庭的保育
階層区分		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間および保育短時間
B		円	円	円
政令第14条第1号および第2号ならびに政令第14条の2第1項第1号および第2号に掲げる支給認定子どもの属する世帯	C1からC6	0	0	0
その他の支給認定子どもの属する世帯	C1	4,600	4,500	2,750
	C2	6,050	5,900	3,600
	C3	6,400	6,250	3,800
	C4	11,200	11,000	6,700
	C5	11,850	11,600	7,100
	C6 (市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。)	12,600	12,350	7,550

」に改め、

同表備考4中「であって、同一世帯からの小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、」を「(備考3が適用される世帯を除く。)の」に、

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額(備考3に該当する場合にあつては、備考3の月額)の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

」を

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子ども	月額 $\frac{1}{2}$ の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子どもおよび政令第14条の2第1項第2号に掲げる支給認定子ども（その属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円（満3歳以上保育認定子どもまたは満3歳未満保育認定子どもの属する世帯にあっては57,700円）以上97,000円未満の者を含む。）	0円

」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則は、平成28年4月1日からの子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に適用するものとする。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
かんたんテント3	2	49,900	99,800	大津市浜町1番38号 (株)滋賀銀行 CSR私募債(エールコーポレーション(株))	平成28年 6月1日	常盤小学校
小計			99,800			
アクアリウムセット	2	30,500	61,000	大津市浜町1番38号	平成28年	南笠東小学校
水槽用架台	5	5,600	28,000	(株)滋賀銀行	6月20日	
飼育ケース	7	1,500	10,500	CSR私募債(新洋建設(株))		
小計			99,500			
合計			199,300			